

## 障害福祉サービス事業者等指導実施要領

### (目的)

第1 この指導実施要領は、「障害福祉サービス事業者等指導実施要綱」に基づき、当該要綱に定めるもののほか、障害福祉サービス事業者等の指導の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (指導対象となる障害福祉サービス事業者等への運営指導の実施回数等)

第2 指導の対象となる障害福祉サービス事業者等への運営指導の実施回数は、原則3年に1回とし、年間計画に基づき実施するものとする。

なお、複数の事業を実施している事業者の場合には、原則として、同一敷地内にある事業所については、同時に指導を実施し、異なる場所にある場合は、個々の事業所ごとに指導を実施する。

### (指導実施計画の報告)

第3 広域振興局長（指定自立支援医療機関開設者等（精神通院医療に係るものに限る。）の指導に係る場合にあっては、保健所長。以下同じ。）は、年度当初、指導の実施計画を策定し、別紙様式1により6月30日までに保健福祉部長に報告するものとする。

### (指導班の編成)

第4 指導班は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、政省令及び解釈通知等の事項について十分な知識技能を有する者2名以上をもって構成し、うち1名は主査相当職以上の職にある者をもって充てるものとする。

また、必要に応じて、障がい保健福祉課の協力を得て指導を実施する場合には、別紙様式2により、障がい保健福祉課総括課長あて職員の派遣を要請することができる。

なお、療養介護事業者及び指定自立支援医療機関開設者等に対する指導に当たっては、当該医療機関を管轄する保健所による医療法に基づく医療監視、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の実地検査の機会を捉えて、合同で実施する等の措置をとるものとする。

### (指導の実施通知)

第5 運営指導の実施に当たっては、原則として、その実施1ヶ月前までに障害福祉サービス事業者等に別紙様式3により通知するとともに、運営指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、特別の事由がある場合はこの限りでない。

### (資料の提出)

第6 運営指導の実施に当たって、指導資料の提出を必要とする場合は、あらかじめ障害福祉サービス事業者等から、実施日の10日前までに別に定める指導資料等を提出させるものとする。

### (復命)

第7 指導職員は、指導終了後速やかに復命書を作成し、広域振興局長に復命しなければならない。

### (指導後の措置)

第8 原則として、運営指導の実施日から起算して1月以内に、指導結果を検討し、その結果を別紙様式4により指導を行った障害福祉サービス事業者等に通知する。

(改善報告書の提出期限)

第9 広域振興局長は、指導の結果、改善を要すると認められた事項について、改善報告書の提出を求める場合、概ね1月以内の期限を付して改善状況等の報告を求めるほか、必要に応じて職員を派遣し、改善状況等の確認を行うものとする。

(経済上の措置)

第10 指導の結果、自立支援給付対象サービス等の取扱い及び自立支援給付に係る費用の請求等に関し、不当な事実を確認し、これに係る返還金が生じた場合は、別に通知するところにより、障害福祉サービス事業者等に対し、自主返還を行わせるものとする。

(広域振興局長の報告)

第11 広域振興局長は、指導の結果について、別紙様式5に以下の書類を添えて、3月31日までに保健福祉部長に報告するものとする。

(1) 集団指導

集団指導での説明事項を記載した書類

(2) 運営指導

指定障害福祉サービス事業者等運営指導調書及び改善報告書の写し

(3) 書面検査

指導・監査調書兼自主点検表及び改善報告書の写し

(補則)

第12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

保健福祉部長 様

〇〇広域振興局長  
(〇〇地域分)  
(〇〇保健所長)

年度障害福祉サービス事業者等指導実施計画書の提出について  
このことについて、下記のとおり計画しましたので報告します。

記

1 集団指導計画（実施事業、対象事業者、指導内容）

2 運営指導計画

障害福祉サービス事業者等		事業者総数	集団指導計画数	運営指導計画数	備考
居宅介護事業所					
重度訪問介護事業所					
同行援護事業所					
行動援護事業所					
重度障害者等包括支援事業所					
短期入所事業所					
療養介護事業所					
生活介護事業所					
自立訓練（機能訓練）事業所					
自立訓練（生活訓練）事業所					
就労移行支援事業所					
就労継続支援（A）事業所					
就労継続支援（B）事業所					
就労定着支援					
自立生活援助					
共同生活援助事業所					
障害者支援施設					
一般相談支援事業所					
自立支援 医療機関	精神通院医療				
	更生医療				
	育成医療				

※ 事業者総数は、年度当初の数を記入すること。

3 書面検査計画

障害福祉サービス事業者等		事業者総数	計画数	備考
自立支援 医療機関	精神通院医療	薬局		
		訪問看護事業所等		
	更生医療	病院・診療所		
		薬局		
		訪問看護事業所		
	育成医療	病院・診療所		
		薬局		
		訪問看護事業所		

※ 事業者総数は、年度当初の数を記入すること。

(担当) 職・氏名

障がい保健福祉課総括課長 様

〇〇広域振興局保健福祉環境部長  
(〇〇広域振興局保健福祉環境センター所長)  
(〇〇保健所長)

障害福祉サービス事業者等の指導職員の派遣要請について  
このことについて、下記のとおり計画したので、御協力願います。

記

- 1 指導実施日、時間
- 2 指導対象となる障害福祉サービス事業者等の名称、所在市町村名
- 3 特記事項

(担当) 職・氏名

（障害福祉サービス事業者等を運営する法人の代表者） 様

〇〇広域振興局長  
（〇〇保健所長）

年度障害福祉サービス事業者等の運営指導について

このことについて、貴事業所の運営指導を下記により実施するので、通知します。  
また、指導資料を調製の上、 年 月 日（ ）までに 部提出願います。

記

1 運営指導の根拠規定及び目的

(1) 根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第11条（精神通院医療の場合にあっては、第10条）

(2) 目的

自立支援給付対象サービス等の取扱い及び自立支援給付に係る費用の請求等に関する指導を行い、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付に係る費用の支給の適正化を図る。

2 運営指導の日時、場所

日時 年 月 日（ 曜日）午前（午後） 時～ 時  
場所

3 指導職員

4 出席者

5 準備すべき書類等

（担当）職・氏名

（障害福祉サービス事業者等を運営する法人の代表者） 様

〇〇広域振興局長  
（〇〇保健所長）

年度障害福祉サービス事業者等の運営指導の実施結果について  
年 月 日に標記指導を実施したところ、別表指摘事項については是正改善の必要がありますので、所要の措置を講ずるとともに、その結果を別表の是正改善内容欄に記載の上、年 月 日までに保健福祉環境部長（〇〇保健福祉環境センター所長）に提出願います。

（※文書指摘事項がない場合は、下記のとおりとする。）

年 月 日に標記指導を実施したところ概ね良好に事業実施されておりましたので、通知します。ついで、今後とも適正な事業所運営に努められますようお願いいたします。

（担当）職・氏名

別 表 (事業所名 )

<b>指摘事項</b>	<b>是正改善内容</b>

保健福祉部長 様

〇〇広域振興局長  
(〇〇地域分)  
(〇〇保健所長)

年度障害福祉サービス事業者等指導実績報告書

このことについて、下記のとおり実施したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 集団指導内容（実施事業、対象事業者、指導内容）

2 運営指導実績

障害福祉サービス事業者等	集団指導数		運営指導数		摘 要
	計画	実績	計画	実績	
居宅介護事業所					
重度訪問介護事業所					
同行援護事業所					
行動援護事業所					
重度障害者等包括支援事業所					
短期入所事業所					
療養介護事業所					
生活介護事業所					
自立訓練(機能訓練)事業所					
自立訓練(生活訓練)事業所					
就労移行支援事業所					
就労継続支援（A）事業所					
就労継続支援（B）事業所					
就労定着支援					
自立生活援助					
共同生活援助事業所					
障害者支援施設					
一般相談支援施設					
自立支援医療機関	精神通院医療				
	更生医療				
	育成医療				

3 書面検査実績

障害福祉サービス事業者等			計画	実績	摘要
自立支援 医療機関	精神通院医療	薬局			
		訪問看護事業所等			
	更生医療	病院・診療所			
		薬局			
		訪問看護事業所等			
	育成医療	病院・診療所			
		薬局			
		訪問看護事業所等			

(担当) 職・氏名